

第4回京都市百井青少年村のあり方検討会議 次第

令和2年10月29日(木)

午後2時から

左京区役所

3階中1会議室

1 開会

2 議題

- (1) 報告書について
- (2) 再整備を行う場合の具体的な条件等について

3 閉会

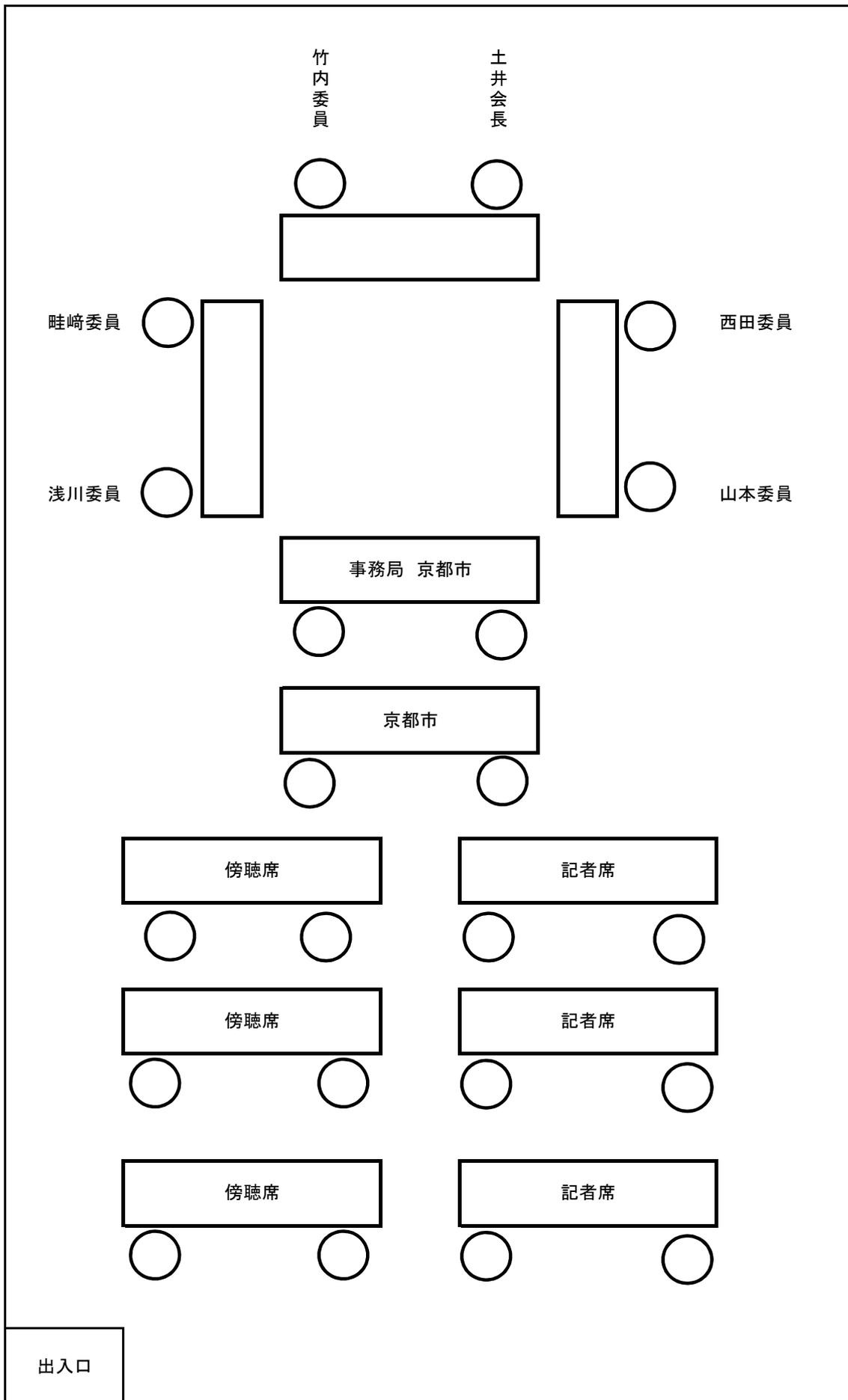
「京都市百井青少年村のあり方検討会議」委員名簿

氏 名	団 体 ・ 役 職 名
あさかわ えいじろう 浅川 栄治郎	日本ボーイスカウト京都連盟 事務局長
うねさき けいこ 畦崎 桂子	一般社団法人ガールスカウト京都府連盟 事務局次長
たけうち かおり 竹内 香織	公益財団法人京都市芸術文化協会 事業課長／ NPO法人京都子どもセンター 副理事長
○ どい つとむ 土井 勉	一般社団法人グローバル交流推進機構 理事長
にしだ なつね 西田 夏音	市民公募委員
やまもと すすむ 山本 進	百井町自治会 会長

※ 五十音順，敬称略。○は会長。

第4回 京都市百井青少年村のあり方検討会議

令和2年10月29日(木)午後2時～



京都市百井青少年村のあり方検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 青少年の福祉の増進及びその自然に親しむ活動の振興を図るために設置している京都市百井青少年村について、現状及び課題を踏まえ、今後のあり方を検討するため、京都市百井青少年村のあり方検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、10人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

2 委員は再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 市長は、委員のうちから会議の会長を指名する。

2 会長は、会議の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務)

第6条 会議の開催に関する事務は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

○京都市百井青少年村条例

昭和47年6月1日

条例第14号(制定)

平成13年3月30日条例第79号

改正 平成17年12月26日条例第66号

平成26年3月25日条例第133号

平成31年3月28日条例第82号

京都市百井青少年村条例

(設置)

第1条 青少年の福祉の増進及びその自然に親しむ活動の振興を図るため、野外活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市百井青少年村

位置 京都市左京区大原百井町356番地

(事業)

第2条 京都市百井青少年村(以下「青少年村」という。)においては、次の事業を行う。

- (1) 野外活動のための施設の提供
- (2) 野外活動に関する指導及び助言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 青少年村の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 青少年村の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間及び休所日)

第4条 多目的室の供用時間及び青少年村の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

供用時間 午前9時から午後9時まで

休所日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用の許可)

第5条 青少年村を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年村の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金等)

第7条 宿泊施設及び多目的室の利用の許可を受けたものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、電気又はガスを特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第10条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第12条 利用者は、青少年村の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成13年5月1日規則第14号で平成13年5月27日から施行)

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他多目的室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市百井青少年村条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市百井青少年村条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に改正前の条例第2条第1項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第4条の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則（平成17年12月26日条例第66号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市百井青少年村条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市百井青少年村条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第5条
第9条第1項	第10条第1項

附 則（平成26年3月25日条例第133号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 京都市百井青少年村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成31年3月28日条例第82号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市百井青少年村条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市百井青少年村の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

区分		利用料金			
		午前	午後	夜間	
宿泊施設（1人1泊につき）	山の家	18歳未満の者	円 730		
		18歳以上の者	1,570		
	ロッジ	18歳未満の者	520		
		18歳以上の者	1,040		
多目的室		全面利用	3,140	3,980	4,400
		半面利用	1,570	1,990	2,200

備考

- 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- この表に掲げる利用時間の区分を超えて多目的室を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

京 都 市 百 井 青 少 年 村 の
今 後 の あ り 方 に つ い て
(報 告 書)

令和2年●月

京都市百井青少年村のあり方検討会議

目 次

I	はじめに	1
II	施設概要	2
1	沿革	2
2	事業の内容	2
3	公法上の規制	2
4	施設の概要	3
5	施設の運営	4
III	施設や地域の現状分析	5
1	施設が抱える課題	5
(1)	利用者数の低迷	5
(2)	施設の魅力向上と収益改善	6
(3)	施設の老朽化	7
2	施設の持つ魅力・可能性	8
3	大原百井の地域特性	8
IV	今後の方向性	9
1	基本的な考え方	9
2	目指すべき将来像 ～長期的な施設の存続に向けたビジョン～	10
3	具体的な方策の例	10
V	参考資料	11
1	京都市百井青少年村のあり方検討会議委員名簿	11
2	審議経過	11

I はじめに

(京都市百井青少年村のあり方検討会議会長 挨拶)

II 施設概要

1 沿革

- ・ 昭和45年に夏季期間のみ利用できるキャンプ場として、「京都市百井キャンプ村」を開設
- ・ 青少年の福祉の増進及びその自然に親しむ活動の振興を図るため、宿泊施設としてロッジを整備後、昭和47年7月に条例を制定するとともに、現在の名称となる「京都市百井青少年村」を開設。
- ・ 山の家整備後の昭和55年からは通年利用を開始。
- ・ 平成13年3月に交流センターを整備し、当該施設を管理棟として運営している。

2 事業の内容

- (1) 野外活動のための施設の提供
- (2) 野外活動に関する指導及び助言
- (3) ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

3 公法上の規制

都市計画法上の都市計画区域外であり、開発行為等の主な規制は以下のとおり。

(1) 開発行為

開発行為を行う土地及び規模が10,000㎡を超える場合は許可が必要。

(2) 高さ制限

建築基準法上の単体規定（個々の建物の構造上・防火上・衛生上の安全を確保するための規定）を満たしていれば、特に制限なし。

(3) 防火に関する規制

建築基準法第22条の規定に基づく区域となっており、屋根を不燃材料でふく等の措置が必要。また、木造建築物等の場合、外壁のうち延焼のおそれのある部分について、準防火性能を有する構造であることが必要。

4 施設の概要

(1) 所在地

京都市左京区大原百井町356番地

(2) 用地面積

13,740.74㎡

(3) 主要施設

名称	延床面積	建築年月
山の家（木造1階建）	152.37㎡	昭和47年6月
ロッジ棟（A・B）（木造2階建）	125.86㎡	昭和55年7月
管理棟（鉄骨造1階建）	72.5㎡	昭和57年3月
交流センター（鉄筋コンクリート造1階建）	277.84㎡	平成13年3月

(4) 付帯設備

- ・ 野外炊事場：2箇所（洗い場、調理台、かまど）
- ・ 営火場：3箇所（キャンプファイヤー）
- ・ トイレ：1箇所（浄化槽）
- ・ 交流センター内：トイレ1（浄化槽），シャワー男女別各1，ロビー，事務室



5 施設の運営

(1) 施設管理団体について

[開設当初] 非常勤嘱託員（以下「職員」という。）1名が施設を管理
 [昭和55年度～] 利用が多い夏季期間（7月20日～8月31日）の施設管理及び野外活動の指導を民間団体に委託

[平成18年度～] 同団体が指定管理者として、引き続き、施設の管理運営

[平成23年度～] 現在の施設管理団体である一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクールが新たな指定管理者として指定され、施設管理及び野外活動の指導に加え、野外活動事業に係る業務（宿泊キャンプ体験及び日帰りの野外体験事業）や、野外活動の指導者養成（指定管理者による野外活動指導者の補助的人材（青少年ボランティア）の養成）を実施

[平成24年度～] これまで職員が担ってきた業務についても指定管理者が実施

(2) 指定管理者の運営体制

現地管理者1名，事業担当者1名，受付担当者1名，野外補助スタッフ60名

(3) 指定管理者の業務内容

利用申込の受付，利用の許可に係る業務，利用料金の徴収に係る業務，野外活動の指導に係る業務，施設，附属設備及びその他の物品の管理に係る業務，利用促進に係る業務，野外活動事業に係る業務，野外活動の指導者養成に係る業務

[現在の指定管理者独自の取組]

ア 体験学習事業

- ・ 日帰り自然体験講座「アースレンジャー」 月8回実施 通年事業
- ・ 宿泊型自然体験講座「アースキッズ」 主に夏期休暇，冬期休暇に実施

イ 地域活性／食育事業

「百井キッズ村」 月1回 年8回実施

ウ 指導員育成事業

グローバルエデュケーションリーダー研修 大学生のスタッフ60名の育成

(4) 利用料金

(単位：円)

	山の家	ロッジ	交流センター		
			全 面	半 面	
18歳未満	730	520	午前	3,140	1,570
18歳以上	1,570	1,040	午後	3,980	1,990
			夜間	4,400	2,200

※ 1人1泊当たりの料金

※ テントサイトは無料

III 施設や地域の現状分析

1 施設が抱える課題

京都市百井青少年村は、本検討会議発足の契機ともなった次のような課題を抱えており、これらを踏まえて中長期的なあり方を検討する必要性がある。

(1) 利用者数の低迷

利用者数の増加に向けては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成23年度から25年度にかけて、宿泊キャンプ体験事業や日帰りの野外体験事業などの取組を行い、利用者増に結びついた。しかしながら、以降は減少に転じており、利用者数はピーク時に比べて4割以上の減となっている。この要因として、次のような内容が考えられる。

- ・ 施設開設時に比べて近隣のキャンプ場が数多く設置されてきていること。
- ・ 自主事業の利用は増加・維持しているが、ピーク時と直近の令和元年度実績を比較すると、個人(△9.9%)、学校(△78.6%)、青少年・その他(△36.0%)となっており、特に学校関連の団体について、利用が落ち込んでいること。
- ・ 効果的な広報活動ができておらず、知名度が低いと思われること。



※ 平成2年度以前はデータなし

(表2) 主要施設ごとの利用者数の内訳

	H 2 5 (直近ピーク時)					H 2 9				
	山の家	ロッジ	テント	交流C	計	山の家	ロッジ	テント	交流C	計
個人	181	542	646	0	1,369	154	217	1,179	0	1,550
学校関係	303	560	2,099	504	3,466	183	552	747	0	1,482
青少年団体	0	141	786	0	927	0	195	375	0	570
その他団体	301	641	860	1,372	3,174	150	445	501	475	1,571
自主事業	463	22	931	1,547	2,963	964	0	1,486	788	3,238
計	1,248	1,906	5,322	3,423	11,899	1,451	1,409	4,288	1,263	8,411
	H 3 0					R 1				
	山の家	ロッジ	テント	交流C	計	山の家	ロッジ	テント	交流C	計
個人	32	135	810	0	977	71	86	1,077	0	1,234
学校関係	72	153	962	10	1,197	58	167	515	0	740
青少年団体	36	4	255	10	305	17	32	454	0	503
その他団体	113	198	627	348	1,286	149	222	1,060	690	2,121
自主事業	356	99	2,032	1,679	4,166	73	0	1,175	981	2,229
計	609	589	4,686	2,047	7,931	368	507	4,281	1,671	6,827

(表3) 京都府及び滋賀県に立地するキャンプ場の数

	キャンプ場の数 (うち百井青少年村より後に開設したもの)
京都府	約60 (約45)
滋賀県	約60 (約35)
計	約120 (約80)

※百井青少年村を除く

(2) 施設の魅力向上と収益改善

利用料金制を採用しているものの、収入の約9割を京都市からの委託料でまかなっており、次のような点を考慮すれば今後大きな収入増も見込めないことから、収支の均衡を図ることが困難となっている。

- ・ 利用料金を設定している宿泊棟が使用停止となっていること。
- ・ 最も利用者が多いテントサイト（宿泊利用の83.0%）が無料となっていること。
- ・ 平成12年度の交流センター設置以来、目立った新たな魅力の創出がないこと。
- ・ 時代にそぐわない名称であることに加え、青少年のみが利用できる施設との印象を与え、ターゲットが限定される可能性があること。
- ・ インフラ（道路、上下水道、通信環境）が十分でない、自動販売機を含め物販がない、予約や支払いの方法が限られるなど、利便性に欠けること。

(表4) 収支状況

(単位：円)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
収入合計	9,359,000	9,213,400	9,199,390	9,088,600	9,338,751
委託料	8,233,000	8,233,000	8,233,000	8,233,000	8,459,231
利用料金	980,400	966,390	855,600	966,390	879,520
支出合計	9,713,979	9,295,087	9,233,741	9,135,418	9,751,990
人件費	7,177,723	6,882,324	6,467,691	6,882,324	6,678,689
事業費	1,401,403	1,740,001	1,868,931	1,740,001	1,240,871
委託費	346,505	442,090	298,690	442,090	568,410
小額修繕費	174,960	31,578	254,502	31,578	37,508
その他	194,496	137,748	245,604	137,748	1,226,512
収支差額	△354,979	△81,687	△34,351	△46,818	△413,239

※ 平成27年度から利用料金制に移行し、指定管理者が直接利用料収入を得られるようになった。

(3) 施設の老朽化

老朽化に伴う損傷が激しいことから宿泊棟が使用停止となっており、トイレも設備が老朽化して使いづらく、不衛生に見えるなど、各施設の老朽化が進んでいる。

なお、宿泊棟を改修する場合、使用を再開するために必要な箇所を最低限改修するだけでも、約300万円程度の費用が必要であり、仮に改修したとしても、木造であることや湿度の高い環境であること、また建物自体が床下に雨水をため込む構造であることに鑑みれば、近い将来、同様の劣化が生じ、それに伴う改修が必要となる可能性が高い。

2 施設の持つ魅力・可能性

その一方で、本施設が持つ魅力や可能性としても、次のようなものが挙げられる。

- (1) 地域と共存した施設の運営（交流事業の開催など）を行っており、地域にとって重要な施設であること。
- (2) 百井地域の強みである自然環境や原風景などを生かした体験ができること。
- (3) 交流人口の増加に伴う地域及び京都市域の活性化につながる施設になり得ること。

3 大原百井の地域特性

あり方の検討に当たっては、全市的な視点に加えて、大原百井地域の過疎化が進む中で、これまで施設や利用者との共生で培ってきたものを踏まえ、施設運営の中で地域の魅力を引き出すことや、地域の活性化に向けて施設を活用していく視点が必要となる。

【強み】

- ・ 川，星，雪，動植物等の豊かな自然環境
- ・ 山間部でありながらも市街地から短時間でアクセスできる地理的環境
- ・ 元々のつながりの強さに加えて若者も移住するなどしっかりとした地域コミュニティ

【弱み】

- ・ 冬の寒さが厳しい気候
- ・ 人口減少・過疎化
- ・ 陰しい道路環境

IV 今後の方向性

1 基本的な考え方

本施設はこれまで、地域にとっては重要な公共施設であり、市民にとっては憩いの場としての役割を果たしてきた。また、先に述べた本施設の魅力・可能性を考慮すれば、今後より一層求められると考えられる、地域の活性化、市街地で暮らす市民に対する山間部の魅力の発信において、本施設が大きな役割を果たすことも期待される。

したがって、本検討会議としては、財源の確保とランニングコストの課題をクリアすることを前提とした再整備を行ったうえで、基本的には施設を存続させることが望ましいと考える。

しかしながら、その一方で、本施設が市民全体の税負担によって支えられる公設の施設であることに鑑みれば、施設の存続のあり方については次の点に十分な留意がなされなければならないだろう。

- ① 施設の存続に当たっては、先に述べた次の課題を克服していく必要があること。
 - ・ 利用者数の低迷
 - ・ 施設の魅力向上と収益改善
 - ・ 施設の老朽化
- ② また、公設を維持し、施設に対して今後も公的な財源を投入していくのであれば、①に加えて、次の点について市民への説明責任が必要となること。
 - ・ 公設施設であることの必要性
 - ・ 利用者負担のあり方や採算性の確保
 - ・ 京都市の厳しい財政状況
- ③ こうした状況を踏まえ、長期的な存続に向けては、指定管理者制度の枠にとどまらない民間事業者の参画により、ソフト・ハードの両面から施設のリニューアルを行っていくことが前提となること。

上記を踏まえ、本検討会議においては、以下のとおり本施設が目指すべき将来像と、これを実現するための具体的な方策の例を示す。

京都市においては、本検討会議の意見を踏まえて方針決定を行い、必要となる準備を整えたうえで見直しを進められたい。

2 目指すべき将来像 ～長期的な施設の存続に向けたビジョン～

3つのキーコンセプトに基づき、地域住民と共存しながら百井地域ならではのブランド力を確立し、高めていけるような施設のリニューアルを行い、大原百井地域をはじめとした京都市域全体の賑わいの創出へつなげる。

また、これを通じて山間部における施設運営のモデルケースとなることを目指す。

(キーコンセプト)

学ぶ・遊ぶ

・豊かな自然の中での生活体験、遊び

いやす

・都市生活から離れて過ごす時間
・日本の原風景

交わる

・地域コミュニティとの交流
・外部からの交流人口の増加

3 具体的な方策の例

(1) 類似施設との差別化（魅力創出）

- ・ターゲットの再設定（青少年から個人・ファミリー層への拡大、施設名称の変更）
- ・ソフト事業の充実（地域との交流イベントなど）
- ・地域特性の活用（自然環境、デジタルデトックス、リモートワークなど）

(2) 財源の確保、施設の位置付け

- ・利用料金の見直しなどによる安定収入の確保
- ・更なる民間活力の導入に向けた柔軟な運営方法の検討
- ・宿泊棟の除却とランニングコストも意識した新たな建物の設置検討

(3) 利便性の向上・情報発信の充実

- ・物販や決済方法の充実
- ・パンフレットやホームページのリニューアル
- ・送迎サービスなどの交通アクセスの改善に向けた取組
- ・宿泊機能のあり方検討

(4) 地域との連携

- ・施設運営に関する連絡協議会等の設置
- ・地域での農業・林業体験
- ・地域のまちづくり活動との連携
- ・地域からの食事や土産物の提供
- ・回遊性の向上（大原、鞍馬など）

V 参考資料

1 京都市百井青少年村のあり方検討会議委員名簿

氏名	団体・役職名
あさかわ えいじろう 浅川 栄治郎	日本ボーイスカウト京都連盟 事務局長
うねさき けいこ 畦崎 桂子	一般社団法人ガールスカウト京都府連盟 事務局次長
たけうち かおり 竹内 香織	公益財団法人京都市芸術文化協会 事業課長／ NPO法人京都子どもセンター 副理事長
○ とい つとむ 土井 勉	一般社団法人グローバル交流推進機構 理事長
にしだ なつね 西田 夏音	市民公募委員
やまもと すずむ 山本 進	百井町自治会 会長

※ 五十音順，敬称略。○は会長。

2 審議経過

	開催日	主な審議内容
第1回	令和2年6月4日(木)	・ 現状と課題を踏まえた意見交換
ワーク ショップ※	令和2年6月25日(木)	・ 百井地域の魅力，課題 ・ 百井青少年村のあり方に関する アイデア
第2回	令和2年7月31日(金)	・ 意見のまとめと将来像のイメージ について
第3回	令和2年8月31日(月)	・ 報告書骨子について
第4回	令和2年10月29日(木)	・ 報告書について

※ 第1回検討会議で出された意見を踏まえ，地元関係者，指定管理者及び検討会議委員等，13名にお集まりいただき，ワークショップ形式で3つのテーマについて意見交換を行った。